

重要事項説明書

あなたに対するサービス提供開始にあたり、広島県条例第68号第124条又は、広島県条例第69号106条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

法人の名称	社会福祉法人興仁会
法人の所在地	広島県東広島市豊栄町能良413番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 藤原賢次郎

施設の名称	特別養護老人ホーム 豊邑苑 短期入所生活介護事業所
施設の所在地	広島県東広島市豊栄町能良413番地
管理者名	村上 智志
電話番号	(082) 432-2250
ファクシミリ番号	(082) 432-2680
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
※利用定員	10名
通常の実施地域	東広島市(豊栄町・福富町・河内町・高屋町)、三原市(大和町)
指定年月日	平成12年3月5日
事業所番号	3473800112

※利用定員については、居宅サービス・介護予防サービスの合計となります

2 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	広島県 3473800203号	60人
居宅	通所介護	平成12年2月17日	広島県 3473800104号	20人
	短期入所生活介護(空床型)	平成25年8月1日	広島県 3473800203号	60人
居宅介護支援		平成12年2月9日	広島県 3473800047号	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援すること及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の意思決定及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供します。 ・常に笑顔で接し、明るく家庭的な雰囲気作りに努めます。
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 施設の概要

(1) 敷地及び建物

	敷地	29,747㎡
建物	構造	鉄骨耐火造1階建
	延べ床面積	5,271㎡

2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
2人部屋	1室	53.34㎡	26.67㎡
4人部屋	1室	55.26㎡	13.81㎡
4人部屋	1室	53.34㎡	13.33㎡

(注1) 指定基準は、居室1人あたり10.65㎡です。

(3) その他主な設備 ※・・・特別養護老人ホームと兼用

設備の種類	数	面積
食堂兼ダイニング	1室	82.82㎡
※機能訓練室	1室	78.60㎡
※一般浴室	2室	65.52㎡
※特別浴室	特殊浴槽2台	
※便所	居室内3ヶ所 居室外15ヶ所	
※医務室	1室	

(注1) 良質の天然ラドン温泉が湧出し利用しております。

5 職員体制（主たる職員）

従業者の種別	区分				※印は特別養護 老人ホーム兼務
	常勤		非常勤		
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1				※
生活相談員	2		1		※社会福祉士 3名
介護職員	20	1	4		※介護福祉士 19名
看護職員	3			3	※
機能訓練指導員				3	※看護職員兼務
医師			1		※（嘱託）
栄養士	1	1			※管理栄養士1名
調理員	3	1	2		※

6 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	<p>ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2か月前から前日まで受け付けております。</p> <p>原則として受付時間 8：30～17：30</p> <p>ただし、初回ご利用の方は、1週間前までにご予約下さい。</p>

7 施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

利用料金は、介護報酬の告示上の額となります。 ※別紙参照

種 類	内 容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 <p>（食事時間）</p> <p>朝食 7：30 ～ 8：30</p> <p>昼食 12：00 ～ 13：00</p> <p>夕食 18：00 ～ 19：00</p>
排せつの介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、必要に応じ適時適切に交換を行います。

入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
整容等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、規則正しい毎を送れるよう援助します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・毎日口腔ケアを実施します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は随時実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員によるご利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持改善に努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員により、バイタル測定や内服管理を行います。 ・緊急等必要な場合には在宅の主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 <p>(当施設の嘱託医師)</p> <p>氏名：正覚クリニック 診療科：内科</p> <p>(当施設の協力医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人 千秋会 井野口病院 ・医療法人社団 親心会 小西脳外科内科医院
相談及び援助	<p>当施設は、ご利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p> <p>(相談窓口) 生活相談員</p>
送迎	<p>障害の程度、地理的条件により送迎を必要とするご利用者については専用車両により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。</p>

- ・ご利用者がまだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うための必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・短期入所の利用限度日数を超える場合は、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険給付外サービス

以下のサービスは利用料金の金額がご利用者の負担となります。

食材の提供	調理員、職員による食材の検収により、衛生面に配慮した新鮮で安全な食材を提供します。 ※所得に応じ減免あり。	・ 1日 1,800円 (内訳) 朝食 500円 昼食 650円 夕食 650円
滞在費	施設の利用代と光熱水費に相当する費用。	○多床室 ・ 1日 915円 ○従来型個室 ・ 1日 1,231円
レクリエーション クラブ活動	ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。	
日常生活上必要 となる諸費用	・ 日常生活品の購入代金など、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 ・ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。	・ 実費 (別紙)

(3) 前記(1)(2)の料金、費用はサービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を、下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払 イ. 下記指定口座への振り込み しまなみ信用金庫、広島中央農協、郵便局 ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：しまなみ信用金庫、ひろしま農業協同組合、郵便局

8 身体拘束について

○当施設では原則として身体拘束は行いません。ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するためにやむを得ない場合は、ご利用者、ご家族に説明、同意を得た上で身体拘束を行います。なお、身体拘束を行う際は、出来るだけご利用者の負担とならないように配慮するとともに、実施の記録を作成します。

☆身体拘束又は解除の手順

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①身体拘束が必要であると判断された場合は、担当者による検討会議を行いケアプランを作成し、ご利用者、ご家族へ説明と同意を得ます。</p> <p>②身体拘束に関する経過観察・再検討を行い、身体拘束解除に努めます。</p> <p>③身体拘束の必要性がないと検討会議で決定後にご利用者、ご家族へ身体拘束解除の説明を行い、ご家族の同意を得ることが出来れば身体拘束解除となります。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※検討会議記録・経過記録は閲覧可能です。閲覧希望時にはご相談ください。

9 苦情の受付について

○サービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所に おける苦情の受付	窓口担当者	生活相談員
	ご利用時間	月～金曜日 8：30～17：30
	ご利用方法	電話 (082) 432-2250
		FAX (082) 432-2680
	苦情箱 (ホール入口に設置)	

☆苦情処理手順

- (1) ご利用者からの相談・申し出があった場合、その苦情が軽微なもので受理担当者において直ちに処理できるものについては、その都度対応処理します。
- (2) 受理担当者において対応できないと判断される苦情については、その場で処理するのではなく、詳しい内容について関係者からの聞き取り調査を行い、「苦情受付書」により苦情解決委員会においてその具体的処理について迅速かつ適切に対応します。
- (3) 「苦情受付書」は、苦情の内容、具体的処理の内容、改善点等について記載し管理・保管します。

行政機関その他 苦情受付機関	○各市町村介護保険窓口
	東広島市役所 健康福祉部 介護保険課
	・所在地 東広島市西条町栄町8-29 ・ご利用時間 月～金曜日 8：30～17：15 ・ご利用方法 電話 (082) 420-0937 FAX (082) 422-6851
	三原市役所 保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係
	・所在地 三原市港町三丁目5番1号 ・ご利用時間 月～金曜日 8：30～17：15 ・ご利用方法 電話 (0848) 67-6240 FAX (0848) 64-2130
	○広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)
	・所在地 広島市中区東白島町19番49号 ・ご利用時間 月～金曜日 8：30～17：15 ・ご利用方法 電話 (082) 554-0783 FAX (082) 511-9126

10 協力医療機関 緊急時の対応方法

医療機関の名称	正覚クリニック
院長名	正覚 雅洋
所在地	世羅郡世羅町安田6-2
電話番号	(0847) 25-2251
診療科	内科

医療機関の名称	社会医療法人 千秋会 井野口病院
理事長名	井野口 真吾
所在地	東広島市西条土与丸6丁目1-91
電話番号	(082) 422-3711
診療科	外科・消化器外科・肛門外科・整形外科・脳神経外科・内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・脳神経内科・泌尿器科・リハビリテーション科・病理診断科

医療機関の名称	医療法人社団 親心会 小西脳外科内科医院
院長名	小西 正治
所在地	東広島市高屋町造賀2957-1
電話番号	(082) 430-2020
診療科	脳神経外科・内科

☆緊急時の対応方法

ご利用者の容体の変化等があった場合は、ご家族の方に速やかに連絡するほか、医師に連絡する等必要な処置を講じます。但し、連絡がとれなかった場合、ご利用者又はご家族から特に指定がない時は、速やかに上記の医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは、救急入院等の必要な措置が受けられるように講じます。

1 1 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム豊邑苑 消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム豊邑苑 消防計画」にのっとり、年4回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、ご利用者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4個所
	自動火災報知機	あり	屋内消火栓	2個所
	誘導灯	35個所	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知器	あり	漏電火災報知機	あり
	非常用電源	あり		

1 2 当施設ご利用の際に留意いただく事項

訪問・面会	来訪者は、面会時間（8：00～19:00）を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。 なお、来訪される場合、刃物・アルコール類・食物の持込はご遠慮ください。（特に持ち込みを希望される場合はご相談ください。）
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診 居室・設備器具の利用	入所の際、かかりつけ医がある場合は申し出ていただくとともに、必要に応じご利用者の方で受診対応していただきます。 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は原則できません。 ご遠慮いただいています。
迷惑行為等	騒音等其他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持金品の管理	原則としてご利用者ですが、必要に応じ施設で行います。
宗教活動 政治活動	施設内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 3 事故発生時の対応

- (1) サービス提供などにより事故が発生した場合、当事業所はご利用者に対し、必要な措置を講じます。
- (2) 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、若しくは救急病院への診察を補助いたします。
- (3) 事故が発生した場合当事業所は、ご利用者のご家族又は、ご利用者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に速やかに連絡いたします。
- (4) 場合によっては、事故対策委員会を開催し、事故原因を早急に解明し、再発防止の策を講じます。
- (5) 事故発生時の状況・対応について記録を作成します。ご利用者のご家族又は、ご利用者が指定する者の請求に応じて閲覧することも可能です。
- (6) 事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 4 ハラスメントへの対応

○別紙に定める当法人「ハラスメントの防止に関する基本方針」に従い業務に努めます。

【説明確認欄】

令和____年____月____日

上記により重要事項を説明致しました。

(事業者) 所在地 広島県東広島市豊栄町能良413番地
事業者名 社会福祉法人 興仁会
特別養護老人ホーム 豊邑苑 短期入所生活介護事業所

説明者 (担当者) (印)

上記のとおり説明をうけ、内容に同意致します。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(家族の代表)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(続柄)